

労働組合紹介パンフレット 国公労連 2025年版







加入した?











労働組合はあなたを必要としています



新しく職場に入られたみなさん、就職おめでとうございます。 国民生活向上のために、責任感と使命感をもって就職されたと 思います。これから仕事をすすめていくうえで、悩みや疑問が 出てくると思いますが、そういう時は一人で悩まず、労働組合 にご相談ください。あなたの悩みや疑問が、職場環境や仕事の すすめ方の改善にもつながります。また、多くの仲間が労働組 合に入っていると、より良い職場にしていく大きな力につなが ります。労働組合に加入し働きやすい職場、安心できる労働環 境を一緒につくっていきましょう。労働組合はあなたを必要と しています。あなたの加入を心から呼びかけます。

労働組合の役割とは?



わたしたち労働者は働いて賃金を得ない と生活できません。しかし労働者は使用者 に対して圧倒的に不利な存在です。この労 使関係を対等なものとするために労働組合 がうまれました。あたしたち国家公務員も 国家公務員法で労働組合の結成が認められ

ていますが、争議権は認められておらず、国公労連はILOに提訴し労働基本権の回復を求めています。労働組合は、働きやすい職場や生活の向上をめざし、仲間たちが力を合わせて(団結して)その実現をめざしています。また、わたしたちが平和に

くらせる社会の実現もめざしています。

職場で働く一人ひとりの声を大切にし、 みんなで話し合い、共通した要求をまとめ、 その実現に向けて、みんなで行動するのが 労働組合です。



2024年12月国公青年交流集会2024Connect

労働組合の魅力は つながりと助けあい

皆さん、ご就職おめでとうございます。

私は、最初は労働組合の活動をよく知らないまま加 入しましたが、昼食会を開いて困りごとがないか丁寧に 聞いてくださったり、異動のサポートをしてくださったり と、振り返ってみると様々な場面で組合のみなさんに助 けていただいたなと実感しています。

また、社会人になると、職場の仲間と仲を深める機 会が少なかったりもしますが、イベントなどを通じてつ ながりが増えるのも、魅力の一つだと思います。

皆さんも、ぜひ、労働組合に加入して、職場環境や 私生活をさらに充実させましょう!



全司法労働組合 河間美奈穂 秋田支部

より良い職場への 思いを一緒に実現しよう

採用おめでとうございます!

労働組合という言葉は聞いたことがあるけど、何をし ている団体なのか、よく分からないという方が多いので はないでしょうか。私もそのうちの1人でした。

労働組合では、「職場がこうだったらいいのに」とい う思い・アイデアを実現するために活動しています。

慣れない環境で悩みを抱えても、誰に相談していいか 分からないときがあるかもしれません。

そんな時は、職場の労働組合に相談してみてください。 きっとあなたの力になります。

私たちと一緒に、充実した社会人生活を過ごしましょ う!



全法務省労働組合

賃金と職場環境の改善をめざすとりくみ



553

兆円

327.6 万円

539.3

329.8

わたしたちの賃金は人事院勧告にもとづ いて決まります。民間では労使間で交渉を 行い、賃金決定を行いますが、国家公務員 には協約締結権と争議権がありません。そ の代償として人事院が民間給与を調査し て、民間との差を人事院勧告として毎年政

2025 年 1 月 経団連包囲行動

府に報告し、国家公務員の賃金が決定され ています。人事院勧告は約900万人の労 働者の賃金に影響しており、民間の労働者 と公務労働者が力を合わせて賃上げを要求 していかなければなりません。

-方、わたしたちの職場では職員が不足 しています。政府が定員合理化計画をす すめてきたからです。日本の公務員数は OECD 加盟国の中でも最低レベルで、こ れ以上職員を減らせる職場はありません。 国公労連では国民生活を守るために、公務・ 公共サービスを拡充させるとりくみをすす めています。

月期の数字。実質賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」の各年ごと

の実質賃金を 2023 年の現金給与総額を起点に実額化したもので、

2024年だけは直近統計1~11月速報値の平均を実額化したもの

労働者の5人に1人がワーキングブ 大企業の内部留保 553 兆円 自公政権の 12年で 219.5 兆円も増加 100万円以下 (ワーキングプア数) 100万円超~200万円以下 非正規労働者の割合 実質賃金33万円減で過去最低 内部留保(兆円) -実質賃金(年度平均、万円) 37.4 37.9 36.9 36.9 360.6 34.4 内部留保 33.0 511.4 1139.2 1098.0 484.3 459.7 466.8 29.4 1045.2 1041.8 1036.2 1022.8 853.0 385.8 343.7 339_{.6} 341.7 721.4 333.5 **343.9** 688,2 662.3 338.3 684.1 643,3 622,6 万人 540.7 過去最低の 413.6 417.8 409.8 3985 360.5 312.3 361.1 万人 2012 2015 2019 2020 2021 2022 2023 2024 [出所] 内部留保は財務省「法人企業統計調査」の資本金 10 億円以 2023年 2002 2006 2010 2014 2018 2022 上の大企業の年度ごとの数字で、2024 年度だけは直近統計 7~ 9

の1年

国税庁「民間給与実態統計調査」 0 万円 以下の労働者数(単位 「労働力調査」の年平均(単位

[出所] ワーキングプア数は国 を通して働いても賃金が 200

非正規労働者の割合は総務省

安心して働くために 仲間とつながろう

はじめに、就職おめでとうございます!

多くの不安を抱えてのスタートを切ったかと思いますが、労働組合は働く環境をよりよくするための組織です。 私自身、賃金や労働環境などの相談ができたことで、 働く不安の解消・安心感が得られました。

また、1年を通じてイベントがあり、職場の組合員は もちろん、省庁を超えた仲間とのつながりを深められる ことも大きなメリットと感じています。

新しい環境での不安を軽減し、安心して働くために、 労働組合に加入して、一緒により良い職場を目指しま しょう!



全経済産業労働組合 たじま ゆ い 北海道局支部 田島 由唯

仲間がいれば 一人じゃないと実感できる

新入職員の皆様、ご就職おめでとうございます。

社会人となり、期待や不安でいっぱいかと思います。 初めての環境で小さな不安、分からないことなどがあっても、上司や同僚が忙しくてなかなか聞けない、相談できる環境にない…そんな時は、ぜひ労働組合の仲間にきる環境にない…そんな時は、「日年代や先輩方と相談してみませんか。労働組合は、同年代や先輩方と気軽に相談ができ、自身の職場以外の方と繋がりがもてる場所です。意外と同じ悩みを持つ仲間がいて、一人じゃないんだと実感します。

新しく社会人となるこの機会に、素敵な仲間と、安心 して働ける楽しい職場を作っていきましょう。



全厚生労働組合 **高橋 秀拓** 本省支部

労働組合の歴史と経過



日本国憲法は、第28条で労働基本権(団結権、団体交渉権、団体行動権(争議権))を保障しています。現憲法が公布された当時、全国の職場で労働組合が結成されました。1970年代にはアメリカによるベトナム侵略戦争反対、革新自治体*確立など、

平和と生活重視の春闘をたたかい、1974年にはインフレ反対の国民的なたたかいと結びつけて月額3万円以上の賃上げを実現しました。労働組合に結集してたたかってこそ労働者の生活と権利は守られ、要求は実現するのです。

※革新自治体とは、開発優先政策から福祉優先政策への転換 を掲げ、市民運動などにより1960年代から1970年代後半 にかけて各地方自治体で保守でない革新首長が誕生した自治 体を指します。

私たちの運動で新設(改善)されました

1986年 結婚休暇

1991年 夏季休暇

1992年 育児休業

1週40時間制・完全週休2日制

1994年 介護休暇

2002 年 子の看護休暇

2005 年 育児・介護のための早出遅出勤務

男性職員の育児参加のための休暇

2007年 育児短時間勤務、育児時間(改善)

2008年 非常勤職員の給与に関する指針

※以後、通勤手当・期末手当の原則支給化

2009年 1週38時間45分制・1日7時間45分制 非常勤職員の忌引休暇(有給)・病気休-

暇 (無給)

2010年 期間業務職員制度(日々雇用制度廃止) ※以後、3年公募要件が問題に

2011 年 非常勤職員の育児休業制度・介護休暇制度

2017年 非常勤職員の給与に係る各府省申合せ

2018年 非常勤職員の勤勉手当の原則支給化

2019年 非常勤職員の結婚休暇

2020年 非常勤職員の夏季休暇

2022 年 出生サポート休暇

非常勤職員の産前産後休暇の有給化

2023年 非常勤職員の給与の4月遡及改定

2024年 期間業務職員の3年公募要件廃止

2025年 通勤手当の支給限度額引上げ・特別料金全額支給化

再任用職員の住居手当・寒冷地手当・特 地勤務手当・地域手当の異動保障

子の看護等休暇(改善)

非常勤職員の病気休暇の有給化



戦後初のメーデー= 1946 年 5 月 1 日、東京・皇居前広場

人事評価制度 とは

は、人事評価にもとづいて行われています。評価制度は、労働条件に密接に関わるものであり、その基準や手続き、フィードバック、苦情処理などは、公平・公正でなければなりません。そのためにも、評価基準に全がが開業の全が必要であり、短期の評価結果を直接的に賃金に反映させないためにも、労働組合の役割が重要です。

仟用、給与その他の人事管理

公務員の労働組合は



戦後すぐに各省の公務労働者も労働組合を結成しました。当初、公務員も労働三権が保障されていましたが、1947年、公務員労働組合などが「2・1 ゼネスト」で立ち上がろうとしたとき、当時日本を統治していたアメリカ占領軍が「ゼネスト」を中止させました。その翌年には日本政府に対

し公務員の争議権と協約締結権を禁止する よう求め、政令 201 号によってその権利 がはく奪されました。

国公労連は全労連に結集してILO に労働基本権の回復を求めて提訴し、民主的な公務員制度の確立を求めています。

公務員賃金は、労働基本権制約の代償措置として毎年人事院勧告にもとづいて決定されています。しかし政府は、戦後初めて、人事院勧告を無視した大幅な賃下げ(平均7.8%の引き下げ)を2012年4月から押しつけてきました。

人事院勧告にもとづかない賃下げは憲法違反として、国公労連と組合員 370 人の原告が東京地裁で「公務員賃下げ違憲訴訟」を起こしました。最高裁は 2017 年 10 月 20 日、政府・国会による憲法違反の賃下げを正当化して「公務員賃下げ違憲訴訟」の上告を棄却しました。これでは、公務員の権利はないに等しいものです。

他方、この賃下げは、当初3年間予定されていたものの、このたたかいにより2年間で終了させたことは大きな成果です。

国公労連は公務労働者の権利を守り、労働基本権を回復させるためにこれからも奮闘します。

チェックポイント評価制度の

評価のスタートは期首面談です。ノルマの押しつけではなく、なにを・いつまでに・どの水準が必要なのかを評価者と共有することが重要です。評価結果については、納得できる具体的な説明を求めましょう。

人事評価の実施権者には苦情への適切 な対応が求められ、申し出た者は不利益 な取扱を受けないこととされています。 納得できない場合は、職場の労働組合役 員にご相談ください。



わたしたちの雇用・労働条件は

国家公務員法第75条の規定は、公務員が「全体の奉仕者」(憲法15条)であり、不当な圧力によって、国民のための公正・公平な行政の遂行を妨げられることがないように、その身分を保障しています。

同時に、この規定は民間企業で働く労働

者の解雇規制と同じような意味も持っています。民間労働者の場合は、労働基準法や 労働契約法などにより解雇規制がなされて いますが、公務員の場合は、降任や免職される事由が国家公務員法や人事院規則で定められています。



職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。



解雇は、客観的に合理的な 理由を欠き、社会通念上相当 であると認められない場合は、 その権利を濫用したものとし て、無効とする。

国立ハンセン病資料館で働いていた2人の学芸員(国公一般組合員)が2020年3月、厚生労働省からの委託業務として同資料館を管理・運営する笹川保健財団により不当に解雇された事件について、東京都労働委員会は22年5月、本件解雇が不当労働行為に該当するとして、財団に対して職場復帰の措置をとるよう命じました。しかし、財団はその救済命令を無視。23年9月、中央労働委員会で組合側の主張の大半を認める内容の勝利和解が成立しました。この勝利は、国公一般をはじめ、全国各地に広がった2人を支援する仲間たちの奮闘によるものです。

ほかにも、社会保険庁不当解雇撤回闘争では、全厚生をはじめとする仲間たちの奮



闘で、人事院で25人の分限免職処分が取り消されました。現在(2025年2月)は、全国税組合員の原口朋弥さんが、東京国税局による不当な分限免職処分の取消を求めて、全国の仲間とともにたたかいを続けています。

「公務員にも労働基本権」は世界の常識



労働者を守るために労働基本権(団結権、 団体交渉権、争議権)があります。これは、 憲法 28 条が定める基本的人権であり、公 務員にも保障されなければなりません。日 本の公務員は労働基本権が大幅に制約され ており、ILO (国際労働機関) は公務員の

労働基本権を速やかに回復するように日本 政府に求めています。

国公労連は、基本的人権に代償措置はあ りえないことから、労働基本権の完全回復 をめざして運動をすすめています。

労働協約締結権が認められないのは日本だけ

国名	団 結 権	団体交渉権	争議権		
アメリカ	(軍人、FBI の職員等を除く)	給与に <mark>ついて</mark> はなし (軍人、FBI の職員等を除く)	*		
イギリス	(警察、軍人等を除く)	(警察、軍人等を除く)	(警察、軍人等を除く)		
ドイツ		(官吏の協約締結権を除く)	(官吏を除く)		
フランス	(軍人等を除く)	(軍人等を除く)	法が規定する範囲内で行使 (警察、軍人等を除く)		
日本	(警察、軍人の他、消防職員、監獄 職員、海上保安庁職員を除く)	協約締結権はなし	※ 口本 I + _ 能/ = 近 / 節		

休日に政党ビラを配布したこ とが国家公務員法違反に当たる として逮捕・起訴された堀越事 件。最高裁は2012年12月に 無罪判決を出しました。公務員 の政治活動の自由を一律に禁じ ていた最高裁判例 (猿払判決 / 1974年11月6日) を実質的 に変更するものです。国公労連 は、公務員であっても一市民と して当たり前に政治活動ができ る自由を求めています。



独立行政法人や特殊法人などの職場



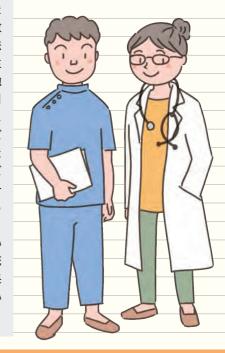
2001年の省庁再編にあわせ、行政経費や定員(人員)を削減する目的で国の機関の一部が独立行政法人に移行されました。 2005年には113の法人がありましたが組織の統廃合などにより、2023年4月現在で87まで削減されています。同じように、国の機関から特殊法人に業務委託されている事業も多くあります(社会保険庁→日本年金機構など)。これらの業務は、国 民生活や社会経済の安定などに資する業務 であることに変わりはありません。

独立行政法人などは労働法の適用を受け 労働三権は保障されていますが、その処遇 は基本的に国家公務員に準じていることが 多く、人事院勧告に左右されています。国 公労連は、労使対等な立場で、賃金・労働 条件を決定し、政府の介入などは行わない ように求めています。

独立行政法人等の人員・予算の拡充を

政府は「民間でできるものは民間で」と 公務で行ってきた多くの行政サービスを 民営化してきました。国立病院の独立行政 法人化などはその一例です。独立行政法 人通則法は、法人が行う業務を「国民生 活及び社会経済の安定等の公共上の見地 から確実に実施されることが必要なもの」 と定め、国民生活にとって不可欠なものと していますが、政府は民間部門に新たなビ ジネスチャンスを広げるために民営化を すすめています。コロナ禍や自然災害な で明らかになったように、公務・公共サー ビスの切り捨ては、国民のいのちやくら しをおびやかすことになります。

国公労連は、独立行政法人等が担っている事務・事業に必要な人員と予算を拡充し、国で直接運営した方が効率的で効果的な事務・事業を国の機関に戻すこと(いわゆる「再公営化」)を求めています。



国ではたらく非常勤職員の現状



8万人を超える非常勤職員がフルタイム や短時間勤務で一般職国家公務員として働いています。常勤職員と同じように国家公 務員法、人事院規則が適用され、職務専念 義務や守秘義務が課せられています。しか し処遇は常勤職員と大きく違い劣悪です。 国公労連や非常勤職員の声と運動によっ て近年、「3年公募要件」(公募をせずに雇用を継続(更新)することを連続2回までとする規定)の撤廃、産前産後休暇や病気休暇の有給化、一時金の大幅引き上げや給与の4月遡及改定と差額支給などを実現しました。引き続き、処遇改善と均等・均衡待遇の実現をめざしていきます。

国の非常勤職員の休暇・手当の待遇差(2025年4月1日現在)

	常勤職員	非常勤職員
採用年度における 年次休暇	20 ⊟* ¹	最大 10 日* 2
病気休暇	90 日以内	最大 10 日* 3
公務上の負傷・ 疾病休暇	必要と認められる 期間	常勤職員と同様 (無給) ※4
住居手当	最高 28,000 円	不支給 (支給の根拠法規なし)
扶養手当	配偶者 3,000 円 子 11,500 円等	不支給 (支給の根拠法規なし)
寒冷地手当	1 級地で 最高 29,400 円	不支給 (支給の根拠法規なし)
子の看護等、 短期介護休暇	1 年に 5 日以内 (有給)※5	常勤職員と同様 (無給) ※6
保育時間※7	1日2回各30分以内 (有給)	常勤職員と同様 (無給)

- ※1 1月1日~12月31日の期間
- ※ 2 6月勤続し、全勤務日の8割以上出勤した場合、週の勤務日数に応じて付与
- ※3 6月以上の任期また継続6月以上の非常勤職員に、週の勤務日数に応じて付与
- ※4 ただし公務災害が認定されれば休業補償(平均給与額の6割)を支給
- ※ 5 養育する小学校 3 年生までの子、要介護者が 2 人以上の場合は 10 日
- ※6 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務が121日以上の非常勤職員
- ※ 7 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合



仲間どうしのたすけあい ― 国公共済会



国公労連のたすけあい活動



国公共済会は、国公労連が組合員を対象に運営している自主 共済制度です。営利目的の保険会社と違い、「非営利」で運営 しているのが大きな特長です。

1991年設立以来約35年間、組合員の生活をしっかり支えています。各種準備金積立額は26.3億円を超え(2025年1月末現在)、大きな災害(東日本大震災・熊本・福島・能登地震、台風等)があってもしっかり支払いができる安定的な運営をしています。

多くの仲間が国公共済会に加入することで、制度のさらなる 充実・発展をはかることができ、国公労働者の経済的地位の向 上にもつながります。

いろいろなリスクに備える総合共済

国公共済会は、病気・ケガ・交通事故・死亡・後遺障害・火 災等のリスクを保障する充実のラインナップで、あなたの公務 員生活を応援します。最大で一般死亡・障害 4,000 万円、入 院日額 1 万円の保障が確保でき、年齢による掛金アップはあ りません。(※生命特約共済を除く)

「小さな掛金」で「大きな安心」をお届けします。

いつできたの 共済って コッコさん それは パブで生ま 出しあって 労働者がお金を はじまり。がえたのが 縁なんだ。 切っても切 れ な

組合員であれば誰でも加入 OK

国公共済会は、国公労連加盟の労働組合の組合員であれば誰でも加入でき、退職後も継続加入できます。生命基本共済・生命特約共済・医療共済・ワンコイン共済・シニア共済は「健康告知基準」に該当している場合には加入できませんが、それ以外の制度は該当していても加入できます。

生命基本共済 万が一に備えて (死亡・障害) 医療 共 済 病気やケガの入院・休業に 交通災害共済 交通事故時のご自分の保障に

── 保障がいろいろ!──

火 纵 共 団 結 共 済 済 個人賠償責仟補償製 慶 共 洛 弔 年 洛 共 済

※ご加入にあたっては、総合パンフレット・各種リーフレットを必ずご覧ください。

ライフステージに合わせて見直しが可能

国公共済会の制度は、年1回加入内容を見直すことがで きます。民間生命保険は10年から15年更新のものがほと んどであることとは対照的です。家族構成や年齢等ライフス テージに合わせて柔軟に保障内容を設計できます。

社会人 としての 備えに

月額 1.400 円 (年額 16,800 円) 掛

セット7型+医療6口

	交通事故	日額 9,000 円
入 院	不慮の事故	日額 6,000 円
	病気	日額 5,000 円
通院	交通事故	日額 1,500 円
一	ケガ通院見舞金	定額 10,000 円
手 術	日帰り手術見舞金	定額 5,000 円
休 業 加 療	病気・ケガ	日額 2,500 円
	交通事故	400 万円
死 亡・障 害 ※障害は最高額	不慮の事故	200 万円
↑/4-1/0 (X) 可以	一般	100 万円



ご相談ください FP 資格 とってるぞ



すごいな

UF 家族を 支える 組合員に

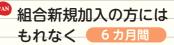
働き盛りの大きな責任も しっかりカバー

月額 8.200 円 の主な保障

生命基本 200 口+医療 20 口+交通 2 口

٦		伫				36,000 _円	
人	八		病	気	日額	10,000 円	
休	業	加	療	病気・ケ	ガ	日額	5,000 _円
死亡・	7字	障害	交通事	故		4,400 万円	
	岸 吉	古	病	気		2.000 万四	

●働けなくなったもしものときも後遺障害や休 業加療給付で安心です。



ワンコイン共済とは

生命基本共済(5口)、医療共済(3口)、交通災 害共済(0.5□)を組み合わせた制度です。月掛 金 500 円で、死亡・障害 200~50 万円、入院 日額 3,500 ~ 1,500 円等の給付があります。



みんなでつくるみんなの 日本国家公務員労働組合連合会共済会 URL▶https://www.kyousai.jp/

お問い合せは 00





TEL 03-3502-6363 日本国家公務員労働組合連合会(国公労連) 〒105-000 東京都港区西新橋 1丁目 17 - 14 西新橋エクセルアネックス3階 総理府関係労働組合連絡会 (総理府労連) 〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3 階(国公労連内) TEL 03-5253-5111 全行管職員組合(全行管) 〒 100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合庁 2 号館 総務省内 全法務省労働組合(全法務) TEL 03-3580-0584 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1 法務省内 全国税関労働組合(全税関) TEL 03-3507-0645 〒 100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省内 全国税労働組合(全国税) TEL 03-3581-3678 〒 100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1 財務省内 文部科学省関係労働組合協議会(文労) TEL 03-3502-6363 〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3 階(国公労連内) 全厚牛労働組合(全厚牛) TEL 03-3501-4881 〒 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚牛労働省低層棟 3 階 全日本国立医療労働組合(全医労) TEL 03-5940-8600 〒 170-0005 東京都豊島区南大塚 1-48-3 全経済産業労働組合(全経済) TEL 03-3580-5707 〒 100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省内 TEL 03-3580-4244 国土交通労働組合 〒 100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合庁 3 号館 国土交通省内 全情報通信労働組合(全通信) TEL 03-3509-7737 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合庁 2 号館 11 階 TEL 03-3502-6787 全労働省労働組合(全労働) 〒 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合庁 5 号館 18 階 TEL 03-6272-9810 全司法労働組合(全司法) 〒 102-8651 東京都千代田区隼町 4-2 最高裁判所内 沖縄総合事務局開発建設労働組合 (開建労) TEL 098-979-6658 〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館3階 TEL 03-3502-6787 外国人技能実習機構労働組合 〒 100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合庁 5 号館 18 階 国家公務員一般労働組合(国公一般) TEL 03-3502-6363 〒 105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3 階(国公労連内) オ 国家公務員共済組合連合会病院労働組合(国共病組) 〒 110-0013 東京都台車でコ な 4 0 = TEL 03-3876-0615 〒 110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 医療労働会館 7 階 国家公務員共済組合連合会宿泊施設労働組合(宿泊労連) 〒 810-0022 福岡県福岡市中央区薬院 4-21-1 KKR ホテル博多内 全国大学高専教職員組合(全大教) TEL 03-6802-4250 〒 110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-15 都築ビル 2 階 全国労働組合総連合(全労連) TEL 03-5842-5611 上部

〒 113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4 階

2025年2月発行